

2 企画課 町づくり推進室

事業名		公共施設整備事業（集落公共用地取得）					
事業の概要		集落公民館等建設用地の取得支援					
事業主体		自治会					
対象事業		集落公共施設用地取得					
補助率		20%以内					
採択要件		<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象地積 200m²以上。 ・補助対象（用地取得額）10万円以上500万円以内。 ・単年度採択件数 3件以内とする。 					
事業名		公共施設整備事業（公民館等の整備拡充等）					
事業の概要		集落公民館等の整備支援					
事業主体		自治会、町が認定した生産組合（農実行組合）、協業組合、農業生産法人、その他町長が認める団体					
対象事業		①公民館整備拡充					
補助率		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新築</td><td style="width: 50%;">50%以内</td></tr> <tr> <td>増改築</td><td>45%以内</td></tr> </table>		新築	50%以内	増改築	45%以内
新築	50%以内						
増改築	45%以内						
採択要件		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新築</td><td style="width: 50%;">事業費4,000万円以内</td></tr> <tr> <td>増改築</td><td>事業費10万円以上500万円以下</td></tr> </table>		新築	事業費4,000万円以内	増改築	事業費10万円以上500万円以下
新築	事業費4,000万円以内						
増改築	事業費10万円以上500万円以下						
備考		<p>国、県補助金がある場合は、この補助金を含む町の補助金の額は事業費の100分の50（50～35：補助率による）を超える額の場合は、町は補助金を交付しない。</p>					
事業名		公共施設整備事業（その他付随施設）					
事業の概要		集落公共施設に付随する施設の整備支援					
事業主体		自治会					
対象事業		フェンス等					
補助率		45%以内					
		50%以内					
		集落公共施設の下水道接続のための改修					
		集落公共施設の福祉機能增强のための改修					
		50%以内					

事業名		公共施設整備事業（公園施設）	
事業の概要		集落内の公園施設整備支援	
事業主体	自治会		
対象事業	遊び場、遊具、植栽等の整備、公園造成		
補助率	45%以内		
採択要件	・対象事業費10万円以上250万円以下 ・公園整備に限る。		
事業名		公共施設整備事業（集落墓地外構）	
事業の概要		集落管理の墓地の外構整備支援	
事業主体	自治会		
対象事業	墓地の法面・通路の整備		
補助率	45%以内		
採択要件	・対象事業費10万円以上250万円以下		
事業名		有線放送施設補助事業	
事業の概要		天災により被害を受けた放送施設の復旧支援	
事業主体	自治会		
対象事業	放送施設の災害復旧事業		
補助率	80%以内		

事業名		地域活動補助事業	
事業の概要		地域の活性化のために活動を行なう団体を支援する。	
事業主体	自治会、住民団体、住民を主な構成員とするグループ	対象事業	①地域資源活用事業 ②ふるさと活性化事業 ③コミュニティ活性化事業 ④地域人材育成事業
対象事業	地域の特徴・特産品・伝統文化・景観等を利用した地域活性化、又は新たな地域資源の開発などに関する事業	補助率	U・J・I ターン促進、地域の景観形成、その他の地域の魅力を対外的に広く周知するための事業
採択要件	・対象事業費：2万円以上10万円以下 ・1事業あたり3年以内 ・本町以外の補助を受けた場合、事業費より他から受けた補助金を減じた額を補助対象事業費とする。	対象事業費：4万円以上20万円以下 ・1事業あたり2年以内 ・本町以外の補助を受けた場合、事業費より他から受けた補助金を減じた額を補助対象事業費とする。	②ふるさと活性化事業 他の地域団体等との交流促進やネットワーク形成につながる事業、又は地域活動を行うための団体等の結成
事業名	集落活性化モデル事業		
事業の概要	・集落と行政が協働により地域の現状を見つめ直し、課題解決に向けた話し合いを行い、集落の活性化を目指す。 ・集落活性化を具体化するための集落活性化計画の策定と、この計画に基づいた事業の実施について支援を行なう。		
事業主体	自治会	対象事業	①集落活性化計画策定事業 ・集落（地域）の現状と課題・問題点を把握し、集落の活性化を図るために計画を策定する。
補助率	1集落、又は1地区当たり2万円（定額）	②集落活性化計画実施事業 ・集落活性化計画に基づいて事業を実施する。 ・会議の飲食、備品の購入、施設の修繕に係る費用は除く。	1計画・1事業当たり10万円（上限）